

帯広市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第4号

帯広市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

帯広市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和51年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「693,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。